

令和6年11月14日

関係各位

一般社団法人 鹿児島県精神保健福祉士協会
会 長 鶴田 啓洋
(公 印 省 略)

令和6年度鹿児島県障がい者ピアサポート研修（ご案内）

季秋の候、ますますご精祥のこととお慶び申し上げます。

さて、鹿児島県精神保健福祉士協会では、鹿児島県より委託を受け、県内で活動しているピアサポーターの多様な立場や活動について幅広く知る人材を育成すること、また、障がいや疾病の経験を生かしながら、ほかの障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所の管理者等の養成のため、国の要綱に基づいて障がい者ピアサポート研修を実施することといたしました。参加ご希望の方は、別紙の通りお申し込みください。なお、この研修は障害者総合支援法のピアサポート加算研修に基づく法定研修となります。

記

1. 日時

基礎研修：令和7年1月22日（水）～令和7年1月23日（木）

専門研修：令和7年2月26日（水）～令和7年2月27日（木）

2. 申し込みは、令和6年12月16日（月）17時までに グーグルフォームにてお申し込みください。

期限厳守とさせていただきます。

令和6年度 障がい者ピアサポート研修 開催要項

1. 目的

本事業は、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、事業所等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。

2. 実施主体

鹿児島県（鹿児島県委託事業 企画・運営：一般社団法人 鹿児島県精神保健福祉士協会）

3. 日時（予定）

【基礎研修】

令和7年1月22日（水）10時00分～15時30分（受付9時45分～）

令和7年1月23日（木）10時00分～15時45分（受付9時30分～）

【専門研修】

令和7年2月26日（水） 9時50分～17時00分（受付9時30分～）

令和7年2月27日（木）10時00分～15時45分（受付9時30分～）

4. 実施方法

・ZOOMを活用したオンライン研修

（注1）受講決定者には、後日参加のためのIDとパスコードをメールにて送付します。

5. 対象者

（1）受講対象者

- ① ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算の対象となる事業所に雇用等されている方（雇用等されている障がい者は、常勤、非常勤を問わず、雇用形態に基づき下記②の事業所に雇用されている者のほか、今後雇用が見込まれるものを含む。）
- ② 上記①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者・専門職等ピアサポーターと協働して支援を行う者。

（2）以下に示すすべての要件を満たすもの

上記①の方

- ・鹿児島県内の事業所でピアサポーターとして雇用されているものあるいは雇用が予定されているもの
- ・ピア（障害や疾病を経験したことがある人）であること

- ・障害や疾病を患ったことによる困難や苦勞に直面したことがあり、その経験を活かして就労する意欲と能力があること
- ・自身の体調を把握し、通院や服薬を自分で管理できること
- ・法令及び職場のルールを守れること
- ・本研修の全日程に参加可能なこと
- ・必要書類の提出が可能なこと(障害の状況に関する証明等)

上記②の方

- ・鹿児島県内の事業所でピアサポーターを雇用している、または雇用する予定がある
- ・本研修の全日程に参加可能なこと
- ・必要書類の提出が可能なこと(雇用に関する書類等)

6. 内容・資料代

(1) 内容 別紙プログラム参照

(2) 資料代 おひとり様 3000 円

(ペアでのお申し込みの際は 2 名で 6000 円の資料代が必要です)

※資料代の支払い方法は、受講決定者への通知文にてお知らせします。

7. 受講定員

ZOOM を用いたオンライン研修 42 名

(※1) 原則として障害のある方と、障害福祉サービス事業所等の管理者・専門職等の 2 人 1 組で申し込んでください。個人での申し込みも可能ですが、応募状況により受講できない場合があります。

(※2) ZOOM によるオンライン研修は、資料の送受信や演習もあるため、原則 1 人 1 台パソコンでの受講をお願いします。(管理者・専門職等とピアサポーターが分かれて受講していただく科目もあります)

(※3) 障害特性による参加の為の合理的配慮を行います。配慮を希望される場合、Google フォームの記入欄へ記載をお願いします。

8、申し込み方法

(1) 電子申請

以下の URL または QR コードより、申してください。

(申込用 URL、QR コード)

<ピアサポーター用申し込み URL>

<https://forms.gle/ewotsAoYRS6ptXDE8>



<障害福祉サービス事業所等の管理者・専門職用申し込み URL>

<https://forms.gle/92dMHeBvr7dYdTJs7>



※上記 URL 又は QR コードのアクセスができない場合は、事務局までメール
(piakenshu@gmail.com) でお知らせください。

※フォームに入力されるメールアドレスは、キャリアメール（携帯電話を契約した時に
通信事業者から提供されるメールアドレス）を避けてご記入ください。

(資料等の添付ができないことがあるため)

(2) 受講申し込み期限

令和6年12月16日(月)17:00 必着

期限を過ぎての申し込みについては受付できません。

※申し込み者が定員を上回った場合は、選考により決定します。(先着順ではありません)

9. 受講決定通知書について

令和6年12月25日(水)までに受講の可否についてメールにて送付致します。

なお、選考に関する問い合わせ等にはお答えいたしかねますので予めご了承ください。

10. 修了証の交付

研修の全過程（基礎2日・専門2日の計4日間）を修了した者には修了証書を交付します。

修了証書の交付、修了者名簿の管理等

- (1) 研修の全過程（基礎2日・専門2日の計4日間）を修了した者には修了証書を交付します。
- (2) 上記（1）に掲げる事項を記載した修了者名簿を作成し、鹿児島県で管理します。

11. 研修受講にあたっての注意事項

(1) 次の項目に該当する受講者には修了を認めません。

- ・ 申込内容に虚偽があった場合
- ・ 自身や所属等の都合により欠席または30分以上の遅刻・早退・離席があった場合
(注1) 1回の遅刻等が30分未満であっても、通算で30分を超える場合も同様とします。
(注2) 災害や事故等により公共交通機関が遅延した場合は、遅延証明書をご提示いただきます。

(2) 次の項目に該当する受講者には注意を促し、それでも改善されない場合は修了を認めないことがあります。

- ・ 私語、居眠り、他者への暴言等、著しく受講態度が悪い場合
- ・ その他、主催者が不相当と判断した場合

※個人情報の取り扱いについて、取得する個人情報は本研修会に関する件のみに利用します。

【基礎研修1日目：1月22日（水）プログラム】

※講師の関係によりプログラムの順番や時間等に変更になる可能性があります。

時間	内容
9：45～10：00	受付
10：00～10：15	開講式・オリエンテーション
10：15～10：45	講義①「ピアサポートの理解」
10：45～11：00	休憩（15分）
11：00～12：00	グループ演習① 「講義①」の振り返り、気付きの共有
12：00～13：00	休憩（60分）
13：00～14：20	講義②「ピアサポートの実際・実例」
14：20～14：35	休憩（15分）
14：35～15：25	グループ演習② 「講義②」の振り返り、気付きの共有
15：25～15：30	閉会

【基礎研修2日目：1月23日（木）プログラム】

※講師の関係によりプログラムの順番や時間等に変更になる可能性があります。

時間	内容
9：30～10：00	受付
10：00～10：40	講義③ 「コミュニケーションの基本」
10：40～10：55	休憩（15分）
10：55～11：45	グループ演習③ 「講義③の振り返りと気付きの共有」
11：45～12：45	休憩（60分）
12：45～13：25	講義④ 「障害福祉施策の歴史と仕組み」（基礎と実際）
13：25～13：45	グループ演習④ 「講義④の振り返りと気付きの共有」
13：45～14：00	休憩（15分）
14：00～14：35	講義⑤ 「ピアサポートの専門性」

14:35~14:50	休憩（15分）
14:50~15:40	グループ演習⑤「講義⑤の振り返りと気づきの共有」
15:40~15:45	閉会

【専門研修1日目：2月26日（水）プログラム】

※講師の関係によりプログラムの順番や時間等に変更になる可能性があります。

時間	内容	
9:30~9:50	受付	
9:50~10:00	開講式・オリエンテーション	
10:00~10:30	講義1 「基礎研修」の振り返り	
10:30~11:00	講義2 「ピアサポーターの基礎と専門性」	
11:00~11:10	休憩（10分）	
11:10~12:10	グループ演習① 「講義②の振り返り、気づきの共有」	
12:10~13:10	昼休憩（60分）	
13:10~13:50	講義3「ピアサポートの専門性と活用」	
13:50~14:25	グループ演習② 「講義③の振り返り、気づきの共有」	
14:25~14:35	休憩（10分）	
14:35~15:15	ピアサポーター	管理者・専門職
	講義4 「関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際」	講義4 「ピアサポートを活用する技術と仕組み」
15:15~15:25	休憩（10分）	
15:25~16:00	ピアサポーター	管理者・専門職
	グループ演習③ 「講義4の振り返り、気づきの共有」	グループ演習③ 「講義4の振り返り、気づきの共有」

16:00～16:10	休憩（10分）
16:10～16:40	グループ演習④ 「ピアサポーター、管理者・専門職別講義及び演習内容についての共有」
16:40～17:00	閉会

【専門研修2日目：2月27日（木）プログラム】

※講師の関係によりプログラムの順番や時間等に変更になる可能性があります。

時間	内容	
9:30～10:00	受付	
10:00～10:30	ピアサポーター	管理者・専門職
	講義5 「ピアサポーターとしての働き方」	講義5 「ピアサポーターを活かす雇用」
10:30～10:40	休憩（10分）	
10:40～11:20	ピアサポーター	管理者・専門職
	グループ演習⑤ 「講義5の振り返り、気づきの共有」	グループ演習⑤ 「講義5の振り返り、気づきの共有」
11:20～12:20	昼休憩（60分）	
12:20～12:50	講義6 「セルフマネジメントとバウンダリー」	
12:50～13:30	グループ演習⑥ 「講義6の振り返り、気づきの共有」	
13:30～13:45	休憩（15分）	
13:45～14:25	講義7 「チームアプローチ」	
14:25～15:25	グループ演習⑦「講義7の振り返り、気づきの共有」	
15:25～15:45	閉会	

1 2. 令和 6 年度の研修体制

- (1) この研修は、ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算の要件である障害者ピアサポート研修の基礎研修・専門研修に該当します。当該加算は令和 6 年度に開催予定の専門研修の修了後となることに注意してください。また、加算の届出には別に要件がありますので、届出の際には各事業者において必ずご確認ください。
- (2) 令和 3 年度報酬改定及び令和 6 年度報酬改定において、「ピアサポート体制加算・ピアサポート実施加算」が新設されました。障害福祉サービス事業所等において、鹿児島県が実施する「障がい者ピアサポート研修事業」の研修カリキュラムを修了した上で要件を満たす場合は、加算として評価されます。

(厚生労働省令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要から)

○ピアサポート体制加算

【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

≪ピアサポート体制加算≫ 100 単位/月 (体制加算)

※ ピアサポート体制加算の算定要件

- (1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が 0.5 人以上の場合も算定可。）
 - ① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者
 - ※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。
 - ② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者 なお、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修 に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で 0.5 人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）
- (2) (1) の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回 以上行われていること。
- (3) (1) の者を配置していることを公表していること。

○ピアサポート実施加算 【就労継続支援 B 型】

≪ピアサポート実施加算≫ 100 単位/月

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系（就労継続支援 B 型サービス費 (Ⅲ)、(Ⅳ) において、各利用者に対し、一定の支援体制 (※) のもと、就労や 生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を

含む。)と管理者等を配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

* 令和6年3月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が上記研修に準ずると認める研修でも可とするなどの経過措置を設ける。

就労継続支援A型事業所については、研修受講修了者したピアサポーターの配置が評点(2点)されます。経過措置期間後に引き続き加算を算定するためには、障害者及び管理者等が、経過措置期間中に鹿児島県が実施する「障害者ピアサポート研修事業」の研修カリキュラム(基礎研修・専門研修)を修了する必要があります。

(厚生労働省令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要から)

○ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算(共同生活援助)

- ・グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立生活支援加算を拡充し、入居中における一人暮らし等に向けた支援や、居住支援法人との連携等を評価する。
- ・グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する仕組みとして、共同生活住居(移行支援住居)単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する。
- ・グループホームの退居後の一定期間における相談支援や、新住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等の支援を評価する。
- ・移行支援住居の入居中又は退居後の一定期間におけるピアサポートの専門性を評価する加算を創設する。

≪ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算【新設】≫100単位/月

※ 次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

- ① 自立生活支援加算(Ⅲ)又は退居後(外部サービス利用型)共同生活援助サービス費を算定していること。
- ② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上(うち1名は障害者等)配置していること。
- ③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

○ピアサポート実施加算(自立訓練)

・利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する(自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)も同様。)

≪ピアサポート実施加算【新設】≫100単位/月

- ① 各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。
- ※ 障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者（障害者であったと都道府県等が認める者を含む。）と管理者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

問い合わせ

鹿児島県精神保健福祉士協会 メールアドレス：piakenshu@gmail.com

※問い合わせは原則メールでお願いいたします。

火曜日 10：00～16：00 （080-4736-5047）

木曜日 10：00～16：00 （080-7212-1075）

鹿児島県障害福祉課 自立支援係

月～金 8：30～：17：15 （099-286-2953）

※お電話での問い合わせはつながりにくい場合があります。